



犬・猫を飼うときのルールとマナー

～ 飼い主が守らなければいけないこと ～

1 ふん尿の始末はしっかりと！

毎年、散歩中の犬の「ふん」の後始末について、市民から多くの苦情が寄せられています。犬の散歩は運動のためのものです。散歩はトイレの時間ではありませんし、道路や公園などは犬のトイレではありません。

散歩中に犬がふんをしたら必ず持ち帰り、「尿」をしたら水で洗い流すのが、飼い主としてのマナーです。またブラッシングをした際の抜け毛も、必ず持ち帰りましょう。

猫を外に出すと飼い主には行動がわかりません。いたずらをしてしまったり、他人の敷地内などにフンをしてしまったりなどで近隣とのトラブルになるケースが多く見受けられます。猫には必ず自宅のトイレを使うようしつけましょう。(猫用のトイレも様々な消臭対策用品があるので利用してください)

飼い主が犬猫のふん尿を放置することは、嬉野市「廃棄物処理条例」「環境美化条例」に違反します。

2 野良犬や野良猫へのエサやりはしないでください。



野良犬や野良猫へエサを与えると、そこに住み着きます。

近隣・周辺にふんや鳴き声などで、大変な迷惑をかけることとなります。

エサを与えるという事は、その犬や猫の飼い主とみなされ責任を負わされる場合があります。飼い主としての責任を持ってないのであれば、絶対に、野良犬や野良猫にはエサを与えないでください。

猫は飼い主がわからないので市役所で捕まえたり保護することはできません。また猫は1度トイレの場所を決めると同じところで排泄をする習性がありますので、野良猫が居ついて困るという相談がよく寄せられています。

可愛いからだけの安易な行動が、他人に迷惑をかけ、責任を持って大切に犬・猫を飼っている方にも迷惑をかけることとなります。

飼い主の皆様は、望まない繁殖を防止するための避妊などの措置を講ずるよう努め、市民やペットにとって住みよいまちづくりにご協力ください。

問い合わせ先
環境下水道課 環境・廃棄物グループ
Tel.0954-42-3317